

## 第2回 山口市成年後見制度利用促進協議会 議事概要

開催日時	令和4年2月10日(木) 15時30分～16時30分
開催場所	山口総合支所 会議室棟2階 会議室A
出席者	<p>【委員】</p> <p>内田充範委員(委員長)、濱田隆弘委員、佐々木利久委員、池永泰典委員、田中芳明委員、高松亜希子委員、岡本竜司委員、重本圭子委員、津田安史委員、武本将秀委員、増本好夫委員</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>山口家庭裁判所 渡辺主任書記官</p>
事務局	山口市健康福祉部高齢福祉課
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 受任調整会議の設置について</p> <p>(2) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
議事概要	<p>1 開会</p> <p>・山口市健康福祉部長挨拶</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 受任調整会議の設置について</p> <p>・事務局から資料3、資料4の説明</p> <p>【委員】</p> <p>審判前の保全処分で緊急性を要する場合は、直近の受任調整会議に間に合わず、裁判所が選任するかもしれない。それは仕方ないと思っており、無理に受任調整会議にかけるかは別途検討されたらよい。</p> <p>模擬会議の感想としては、弁護士の視点と社会福祉士の視点は違っており、すごく勉強になることが多い。</p> <p>受任調整会議において、法的な視点で弁護士を選ぶのではなくて、社会福祉士を選び、法的な債務整理は法テラスを利用して解決するという提案も弁護士であればできる。</p> <p>ある程度柔軟な対応や、経済的な負担が少なく、かつ本人の利益となる方法の意見も出し合えるので、様々な職種の方が集まって誰が適しているかという協議をすることは、すごく意義があると思う。</p>

**【委員】**

模擬会議では、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の出席者から、率直な意見がたくさん出ていた。類型の妥当性まで話が及んでおり、有意義な会議であった。

生活保護の方で借金があるという事案も出ており、借金があるのであれば候補者として弁護士一択という考え方もあるが、生活保護の方であれば法テラスを利用することで、本人の負担は免除され、負債は分けて弁護士に依頼する。生活の部分は社会福祉士が担当し、福祉的な視点で支援するという実務に沿った協議ができた。

**【委員】**

士業のため、特に平日の会議は、確実に出席できる保証ができない。毎回、出席できることを前提とした調整は難しいことを念頭に置いてほしい。

特に後見業務をしていると、被後見人が入院されたとか、怪我をされたとかになると、いつ呼び出されるか分からない。

定期的に、特に平日に出席することを前提にした会議には、欠席することもありうることを念頭に置いてほしい。土日のほうが望ましい。

**【事務局】**

保全処分の場合は、会議に必ずはかるかも含め、ある程度柔軟に対応していきたい。

模擬会議については、特に類型について活発な協議をいただいたが、最終的には市が類型については判断させていただきたい。主治医の意見書、本人へ面会したときの状況を踏まえて、市も類型の判断しているため、どうしてそういう判断したのかを説明させていただく流れにしていく必要がある。

受任調整会議の日程の件は、ウェブ利用のほか、複数の候補を推薦いただき、調整をさせていただきたい。出席の調整がしやすいように、できるだけ定例の日付を決めたいと考えている。それぞれが属する弁護士会、司法書士会などを通じてお願いをさせていただく。

**【委員長】**

お忙しい中出席していただくため、事務局に配慮をお願いしたい。

**【委員】**

受任調整会議の設置について、地域福祉権利擁護事業の利用者の中

でも、判断能力がますます低下された方が、成年後見制度にスムーズに移行できるものと期待をしている。

地域福祉権利擁護事業の利用者と関係ができており、継続して支援することが望ましいということで、法人後見受任者が選ばれる可能性があるということであるが、地権の利用者以外の方で、受任の意向がある場合に、受任調整会議の中で決まってしまうのか、それともそういう方向性が出て一旦持ち帰って、受任について検討する時間があるのかをお聞きしたい。

**【事務局】**

市は、市長申立ての際に、後見人として望ましい方について、会議の結果を書類に示して、申立てを行うものであり、最終的には家庭裁判所が後見人を決定するものと考えている。

**【委員】**

当団体でも、法人成年後見人等受任要綱を定めており、その要綱の中で対象者の要件とか、審査を行って認められた場合に受任するという決まりを設けているため、その辺との兼ね合いがある。

**【事務局】**

要綱をお示しいただければと思う。また、事前に資料を送付し、会議にはかる形になると思うので、できればその時に、組織の中での意見をまとめてきていただけると助かる。

**【委員長】**

関係機関との密な協議、連携をとっていただくと、よい運営になっていくと思う。

**【委員】**

参考として、令和2年度市長申立て件数は11件とあるが、例年このくらいの件数なのか。

**【事務局】**

過去5年間をみると、だいたい10件から20件の間で推移している。今年度は少し増えており、現時点で18件となっている。

**【委員長】**

センターが開設されて、関係する方からの問い合わせが増えている

ようなので、当然件数が増えていく可能性がある。増えていくということは必要があるということなので、それぞれが支援する対象となっている方が制度を利用することがあれば、センターへ相談していただきたい。

(2) 山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について  
・事務局から資料5の説明

**【委員】**

資料5の6ページの中で相談件数が50件から94件になったということは素晴らしいことで、広報活動はすごく大事であることを確認した。相談内容として遺言と信託という記載もあるが、成年後見センターで相談対応をしているのか。

**【事務局】**

市報に掲載したことが大きく、これまでは制度が必要な方、関係機関からの相談が多かったが、自分の老後に不安を感じた方からのお問い合わせが多かった。制度に興味をもっていただき、自分の将来について考えていただくきっかけになったと考えている。

センターでは、専門性が高い話になると対応が難しくなるため、広く情報を集めて、相談を受けていただくところをお伝えするという対応が多かった。遺言と信託についてもセンターが持っている情報をもとに、次のところを紹介したという対応をしている。

**【委員】**

高齢者の方のほうが相談件数も多く、障がいをお持ちの方からの相談は中々難しいと思う。市報やパンフレットを活用した広報では、どちらかと言うと高齢者向けのアピールになっているところも大きい。障がい者本人は広報誌を読んで、どうこうするということが難しい。障がいをお持ちの方の親御さん向けのアピールが必要と思う。成年後見センターチラシの「身寄りがなく、将来が不安」というのは、中々イメージがわきにくい。この辺の工夫があるとよい。

障がいがある方は若い方が多いため、地域社会の中で働いており、高齢者に比べて、これくらいして当たり前という社会的に見た普通を求められることも多い。例えば、後見を受けられる方は、お小遣い一つとっても多すぎるのではないかという話がある。意思決定支援、自己決定に基づくことは当然そうだと思うが、障がい分野においては、本人の自己決定に寄り過ぎると社会から見られたときにどうなるか、

	<p>という視点が必要と思う。</p> <p>委員の構成を含めて、高齢者の専門職に寄りやすいところがあるので、もう少し障がい福祉分野の専門職が意見する場があるといいと思う。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>成年後見センターの職員も障がい福祉課の社会福祉士を、兼務という形で配置をしており、必要に応じて一緒に協議をしている。</p> <p>数でいうと高齢者の方が多いという現状はあるが、ふくまる相談室の件も含め、日頃から高齢者世帯だけではなく、障がいのあるお子さんをお持ちの方の事例も多く目にするようになってきているので、一緒になって協議したり、考えたりすることを、市の関係課では心掛けている。</p> <p>PRが足りないところもあると思うので、障がい福祉課の職員を通じて、普及啓発に努めていきたい。</p> <p>事例の検討にあたっては高齢者の方と障害者の方で特性が違うところもあり、協議の中で実績を積んでいくことで、対応のノウハウを積み重ねていけると考えている。</p> <p><b>【委員長】</b></p> <p>施設、事業所を通じて、情報が行き渡るような取組をこれまで以上にされたらよいと思う。これからの受任調整会議を含め、事例、ノウハウが積み上げられていくと思う。</p> <p>まずは、発見・気付きというところで、地域の色々な方々が気になったことが、民生委員さんのところへ伝わるような仕組みができればよいと思う。また、ふくまる相談室の相談員・支援員が地域を見ながら、色々な関係者の方と連携し、情報共有していけば、これまで中々つながっていなかった方々も発見できるのではないかと思う。</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
配布資料	<p>議事次第</p> <p>資料1_山口市成年後見制度利用促進協議会委員名簿</p> <p>資料2_山口市成年後見制度利用促進協議会設置要綱</p> <p>資料3_受任調整会議の設置について(案)</p> <p>資料4_山口市成年後見制度利用促進協議会 受任調整会議運営要領(案)</p> <p>資料5_山口市成年後見制度利用促進基本計画に基づく取組について</p>

参考資料

- ・対象者情報シート【受任調整会議様式】
- ・基本計画を踏まえた裁判所における後見人等の選任イメージ（山口家裁）
- ・申立事情説明書（抜粋）
- ・山口市成年後見制度利用支援事業実施要綱（令和3年10月施行）
- ・山口市成年後見制度利用支援事業報酬助成要領（令和3年10月施行）
- ・第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終とりまとめ概要
- ・山口市成年後見センターチラシ
- ・やまぐちまちの福祉相談室チラシ